

平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成23年11月2日
大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

月例給は引下げ改定、期末・勤勉手当(ボーナス)は改定見送り
(月例給の引下げは3年連続、特別給は3年ぶり据置き)
～ 平均年間給与は△17,000円 ～

- 1 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.04%)を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた給料表の引下げ改定(△0.28%)
※ 年間給与で公務と民間の均衡を図る必要から、給料表の改定は平成24年3月1日から実施。
- 2 期末・勤勉手当は、民間の特別給の支給状況とおおむね均衡しているため改定なし

1 職員給与と民間給与との比較

県内の民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である350事業所から無作為に抽出した128事業所について調査を行った。

(1) 月例給(公民給与の較差)

行政職 △158円 △0.04%

- ・ 知事部局等における5月の定期人事異動後の職員給与で公民給与の較差を算定
- ・ 年間における公民給与の較差: △1,306円

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

民間の年間支給割合: 3.93月分 (職員の年間支給月数: 3.95月)

2 給与の改定

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果、人事院の報告・勧告の内容及び他の都道府県の職員との均衡等を総合的に勘案し、給料表の引下げが必要と判断

(1) 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて改定(平均改定率: △0.28%)

- ・ 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ(医療職(一)等は除外)
- ・ 給与構造改革における経過措置額についても、人事院勧告に準じて引下げ

【実施時期】

職員給与が民間給与を158円(0.04%)上回っていること、また、年間給与で公務と民間の均衡を図ることが情勢適応の原則にかなうものであることから、給料表の改定は平成24年3月1日から実施

(2) その他(報告)

- 給与構造改革における経過措置額の廃止等については、本県の状況及び他の都道府県の動向等に留意しながら検討する必要
- 自宅に係る住居手当については、他の都道府県の動向等に留意しながら、引き続き検討する必要

3 公務運営の改善に関する課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理制度への対応

客観的で公正性や透明性が高く、納得性のある人事評価制度の確立に向けて努めることが必要

(2) 人材の確保と活用

○多様な人材の確保・育成

今後とも優れた資質・能力を持った人材の確保に向けて検討
職員の自己啓発、職員研修などを通じて人材育成に努めることが重要

○女性職員の育成・登用

女性職員をこれまで以上に公務における重要な戦力として位置付け、育成・登用を進めることが必要

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた勤務環境の整備

○総実勤務時間の短縮

任命権者、管理監督者、職員それぞれがワーク・ライフ・バランス推進の観点から時間外勤務の縮減に努めることが重要

年次有給休暇の取得しやすい環境を整備し、計画的・連続的使用の促進に努めることが必要

○育児・介護を行う職員の支援

両立支援策が利用しやすく効果的に活用されるよう、積極的に勤務環境づくりに取り組むことが必要

1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業取得者の期末手当支給割合を減じないための措置について、所要の検討が必要

○職員の心身の健康管理

心の健康問題を理由とした退職者数が増加傾向にあるため、予防・早期発見に重点を置いた対策が重要

(4) 公務員倫理の保持

職員は高い倫理観・使命感を保持し、公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要

(5) 公務員制度改革

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として適切に機能してきたと認識
地方公務員の労使関係制度の見直しについては、国における検討の推移を注視

4 定年延長をめぐる動向

国が定年延長を導入する場合に備え、その動向にも留意しながら、本県の実情を踏まえた所要の検討を進めることが必要

任命権者は、高齢層職員の課題に加え、採用、育成、昇進管理、退職管理等の総合的な検討が必要

【参考①】 勧告による職員給与の改定例

○ 平均給与月額（行政職 平均年齢43.7歳）

勧告前	勧告後	平均改定額	平均改定額の内訳
378,875円	377,818円	△1,057円 (△0.28%)	給料 △1,055円 (△0.28%) はね返り分 △ 2円 (△0.00%)

○ 平均年間給与（行政職 平均年齢43.7歳）

勧告前：6,082,000円

勧告後：6,065,000円（△17,000円、△0.3%）

注) 1 平均給与月額は給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特地勤務手当等の合計額であり、平均年間給与はこれらに期末手当及び勤勉手当を含めたものである。

2 平均年間給与の増減額(率)は平年度ベースで算出

【参考②】 県職員と国家公務員の平均年齢・平均給与月額（勧告前）の状況

	平均年齢（歳）			平均給与月額(円)		
	平成23年	平成22年	増減	平成23年	平成22年	増減
県職員 [行政職]	43.7	43.8	△0.1	378,875	383,804	△4,929
国家公務員 [行政職(一)]	42.3	41.9	0.4	397,723	395,666	2,057